

国鉄技第101号
国鉄施第129号
国鉄安第99号
令和6年10月30日

各運輸局長 殿
内閣府沖縄総合長事務局長 殿

国土交通省鉄道局長
五十嵐 徹人
(公印省略)

鉄道車両の輪軸の不適切な取扱いに対する対応について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」の過程において、複数の事業者より、当該社および業務委託先において、規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用していた、作業記録を書き換えていた等の報告があった。

当該事案の判明を受け、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、メトロ車両株式会社、京王電鉄株式会社、京王重機株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東急電鉄株式会社及び株式会社総合車両製作所に対し、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、当該事案が事実であることが確認された。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではない。

については、保安監査を実施した各社に対する指導文書等を送付するので、同内容を管内鉄軌道事業者にも周知するとともに、必要な対応を講じるよう指導されたい。

国鉄技第93号
国鉄施第116号
国鉄安第90号
令和6年10月30日

日本貨物鉄道株式会社
代表取締役社長 犬飼 新 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく鉄道事業法第23条第1項の命令に係る弁明の機会の付与について（通知）

標記について、行政手続法第30条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
鉄道事業法第23条第1項の規定に基づく事業改善の命令（同項第6号の事項）
2. 不利益処分の原因となる事実
別添「JR貨物の安全確保のために講ずべき措置」参照
3. 弁明書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省鉄道局技術企画課
 - (2) 提出期限
令和6年11月6日（水）
 - (3) その他
行政手続法第29条第2項の規定に基づき、弁明書（弁明を記載した書面）の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。
証拠書類等を提出する場合は、弁明書の提出期限までに提出して下さい。

J R貨物の安全確保のために講ずべき措置

令和6年10月30日
国土交通省

1. 輪軸の圧入作業に関する不適切事案に関する経緯

令和6年7月24日、新山口駅構内において、J R貨物の列車が脱線する事故が発生した。当該事故の調査過程で、J R貨物による作業記録の書き換え等の不適切事案が判明した。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではないことから、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、「2. 確認された事実関係」に示す事実が明らかとなった。

2. 確認された事実関係

(ア) 規程類に関する実態

- ・圧入力値に関する規定や、規定された数値を逸脱した場合の取扱等についての規程類がなく、職場内で口頭で引き継がれている事業所があった。
- ・規程類がある事業所のものは、本社が関与した体系的なものではなく、それぞれの事業所等が独自に定めていた。

(イ) 現場における圧入作業の実態

- ・圧入作業の内容は、職場内で口頭で漫然と踏襲されていた、又は、規程類に規定されている車輪の圧入力値を逸脱して輪軸を使用していた。
- ・規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用する運用が、長く職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・工程、コスト、手間を惜しむ観点から、規程に定められた再圧入等の作業を怠った。

(ウ) 係員の知識と教育の実態

- ・圧入力値の下限を下回ると問題であるが、上限を上回っても問題はないと認識していた。
- ・輪軸組立作業の知識に関する教育が体系的に行われていなかった。
- ・規定等を逸脱して使用した場合の安全上の問題について正しく理解していなかった。

(エ) 作業記録の書き換えの実態

- ・作業記録の書き換えが可能であり、実際に書き換えていた事業所があった。
- ・圧入力値が規定値を逸脱した場合、事業所の管理的立場にいる者からの再圧入の指示を避けるため、書き換えていた。
- ・車輪内面間距離を管理していることから、圧入力値の上限を超えても問題ないとの認識のもと、上限を超えて計測された数値を上限値に書き換えていた。
- ・こうした認識や作業記録を書き換える運用は、職場内で口頭で漫然と踏襲され

ていた。

(オ) 作業の管理の実態

- ・事業所の管理的立場にいる者が、輪軸の使用の可否に係る判断に必要な確認を行っていなかった。
- ・事業所の管理的立場にいる者は、輪軸組立作業に関わったことは無く、規程類に違反する作業や作業記録の書き換えに気づかなかった。

以上の確認された事実関係は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第10条第1項、第87条第4項に抵触する。

3. JR貨物が講ずべき措置

「2. 確認された事実関係」を踏まえ、JR貨物が講ずべき措置を以下に記載する。

(1) 規程類の整備

- ・輪軸組立作業に関し、規程類を社内で体系的に整備すること
- ・規程類を適切に管理できる体制に改善すること

(2) 教育体制の改善

- ・輪軸組立作業に関し、体系的、計画的に教育を実施すること
- ・コンプライアンスに関し、体系的、計画的に教育を実施すること

(3) 作業記録の書き換えの防止

- ・作業記録の書き換えが容易に行われぬ仕組みを確立すること
- ・作業記録の重要性を周知するとともに、圧入作業に関する作業記録の管理体制を改善すること
- ・内部監査等の仕組みを検証し、不適切な取扱いが見過ごされない体制を整備すること

(4) 安全管理体制の点検と見直し

- ・同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと

4. 報告期限

3. (1) ~ (4) について、措置を講じ、又は、措置を講ずるための計画を策定し、3. (1) ~ (3) については、令和7年1月31日までに、3. (4) については、令和7年3月31日までに報告すること。

国鉄技第94号
国鉄施第125号
国鉄安第92号
令和6年10月30日

東京地下鉄株式会社
代表取締役社長 山村 明義 殿

国土交通省鉄道局長 五十嵐 徹人

保安監査の結果等による改善指示について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」の過程において、貴社及びメトロ車両株式会社よりメトロ車両株式会社による作業記録の書き換えなどの不適切事案の報告があった。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではないことから、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、「1. 確認された事実関係」に示す事実が明らかとなったことから、速やかに「2. 講ずべき措置」に示す改善措置を講ずるよう指示する。

1. 確認された事実関係

(ア) 規程類に関する実態

- ・委託先との契約に圧入力値に関して規定された数値を逸脱した場合の取扱い等についての規定があったにも関わらず、委託先の規程類にそれらが反映されておらず、委託先において輪軸の圧入作業が適切に実施できる体制となっていなかった。

(イ) 現場における圧入作業の実態

- ・委託先において、規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用する運用が、長く職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・委託先において、圧入力値の下限を下回ると問題であるが、上限を上回っても問題はないと認識していた。

(ウ) 係員の知識と教育の実態

- ・委託先において、輪軸組立作業の知識に関する教育が体系的に行われていなかった。

(エ) 作業記録の書き換えの実態

- ・ 委託先において、作業記録の書き換えが可能であり実際に書き換えていた。
- ・ 委託先において、作業記録の書き換えは職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。

(オ) 作業の管理の実態

- ・ 管理的立場にいる者が、輪軸の使用の可否に係る判断に必要な確認を行っていなかった。

以上の確認された事実関係は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第87条第4項及び鉄道事業法第18条の3第2項に抵触する。

2. 東京地下鉄株式会社が講ずべき措置

「2. 確認された事実関係」を踏まえ、東京地下鉄株式会社が講ずべき措置を以下に記載する。

(1) 規程類の整備

- ・ 委託先の規程類ひいては実作業にそれらが反映されるよう、適切に管理できる体制に改善すること。

(2) 教育体制の改善

- ・ 委託先の圧入作業に関する教育及び訓練の管理ができるよう改善すること。

(3) 作業記録の書き換えの防止

- ・ 委託先との協議のもと、作業記録の書き換えが容易に行われない仕組みを確立するとともに、貴社において必要な確認を行うこと。
- ・ 委託先における内部監査等の仕組みを検証し、不適切な取扱いが見過ごされない体制を整備すること。

(4) 安全管理体制の点検と見直し

- ・ 同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと。

3. 報告期限

2. (1)～(4)について、措置を講じ、又は、措置を講ずるための計画を策定し、2. (1)～(3)については、令和7年1月31日までに、2. (4)については、令和7年3月31日までに報告すること。

国鉄技第95号
国鉄施第126号
国鉄安第93号
令和6年10月30日

京王電鉄株式会社
代表取締役社長 都村 智史 殿

国土交通省鉄道局長 五十嵐 徹人

保安監査の結果等による改善指示について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」の過程において、貴社及び京王重機株式会社より京王重機株式会社による作業記録の書き換えなどの不適切事案の報告があった。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではないことから、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、「1. 確認された事実関係」に示す事実が明らかとなったことから、速やかに「2. 講ずべき措置」に示す改善措置を講ずるよう指示する。

1. 確認された事実関係

(ア) 規程類に関する実態

- ・委託先との契約に圧入力値に関して規定された数値を逸脱した場合の取扱い等についての規定があったにも関わらず、委託先の規程類にそれらが反映されておらず、委託先において輪軸の圧入作業が適切に実施できる体制となっていなかった。

(イ) 現場における圧入作業の実態

- ・委託先において、規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用する運用が、長く職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・委託先において、下限値を狙って圧入作業を行っていた。

(ウ) 係員の知識と教育の実態

- ・委託先において、輪軸組立作業の知識に関する教育が体系的に行われていなかった。

(エ) 作業記録の書き換えの実態

- ・委託先において、作業記録の書き換えが可能であり実際に書き換えていた。
- ・委託先において、作業記録の書き換えは職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・管理的立場にいる者が、輪軸の使用の可否に係る判断に必要な確認を行っていなかった。

以上の確認された事実関係は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第87条第4項及び鉄道事業法第18条の3第2項に抵触する。

2. 京王電鉄株式会社が講ずべき措置

「2. 確認された事実関係」を踏まえ、京王電鉄株式会社が講ずべき措置を以下に記載する。

(1) 規程類の整備

- ・委託先の規程類ひいては実作業にそれらが反映されるよう、適切に管理できる体制に改善すること。

(2) 教育体制の改善

- ・委託先の圧入作業に関する教育及び訓練の管理ができるよう改善すること。

(3) 作業記録の書き換えの防止

- ・委託先との協議のもと、作業記録の書き換えが容易に行われない仕組みを確立するとともに、貴社において必要な確認を行うこと。
- ・委託先における内部監査等の仕組みを検証し、不適切な取扱いが見過ごされない体制を整備すること。

(4) 安全管理体制の点検と見直し

- ・同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと。

3. 報告期限

2. (1)～(4) について、措置を講じ、又は、措置を講ずるための計画を策定し、2. (1)～(3) については、令和7年1月31日までに、2. (4) については、令和7年3月31日までに報告すること。

国鉄技第96号
国鉄施第127号
国鉄安第94号
令和6年10月30日

東急電鉄株式会社
代表取締役社長 福田 誠一 殿

国土交通省鉄道局長 五十嵐 徹人

保安監査の結果等による改善指示について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」の過程において、貴社及び株式会社総合車両製作所より株式会社総合車両製作所による作業記録の書き換えなどの不適切事案の報告があった。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではないことから、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、「1. 確認された事実関係」に示す事実が明らかとなったことから、速やかに「2. 講ずべき措置」に示す改善措置を講ずるよう指示する。

1. 確認された事実関係

(ア) 規程類に関する実態

- ・輪軸の圧入作業を安全管理規程類（業務の受委託に関する事項）に基づかず、委託していた。
- ・委託先において、圧入力値に関する規定や、規定された数値を逸脱した場合の取扱い等についての規程類がなく、事業者から図面を入手して圧入力値を確認したり、図面がない場合は自ら圧入力値を算出したりしていた

(イ) 現場における圧入作業の実態

- ・委託先において、規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用することが長く職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・委託先において、圧入力値の基準範囲を逸脱しても問題はないと認識していた。

(ウ) 係員の知識と教育の実態

- ・委託先において、輪軸組立作業の知識に関する教育が体系的に行われていなかった。

(エ) 作業記録の書き換えの実態

- ・委託先において、作業記録の書き換えが可能であり実際に書き換えていた。
- ・委託先において、作業記録の書き換えは職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。

(オ) 作業の管理の実態

- ・管理的立場にいる者が、輪軸の使用の可否に係る判断に必要な確認を行っていなかった。

以上の確認された事実関係は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第87条第4項及び鉄道事業法第18条の3第2項に抵触する。

2. 東急電鉄株式会社が講ずべき措置

「2. 確認された事実関係」を踏まえ、東急電鉄株式会社が講ずべき措置を以下に記載する。

(1) 規程類の整備

- ・圧入作業に関する社内規程類を整備すること。
- ・委託先の規程類ひいては実作業に自社の社内規程類が反映されるよう、適切に管理できる体制に改善すること。

(2) 教育体制の改善

- ・委託先の圧入作業に関する教育及び訓練の管理ができるよう改善すること。

(3) 作業記録の書き換えの防止

- ・委託先と協議のもと、作業記録の書き換えが容易に行われない仕組みを確立するとともに、貴社において必要な確認を行うこと。
- ・委託先における内部監査等の仕組みを検証し、不適切な取扱いが見過ごされない体制を整備すること。

(4) 安全管理体制の点検と見直し

- ・同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと。

3. 報告期限

2. (1) ~ (4) について、措置を講じ、又は、措置を講ずるための計画を策定し、2. (1) ~ (3) については、令和7年1月31日までに、2. (4) については、令和7年3月31日までに報告すること。

国鉄技第97号
国鉄施第128号
国鉄安第95号
令和6年10月30日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 喜勢 陽一 殿

国土交通省鉄道局長 五十嵐 徹人

保安監査の結果等による指示について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」に基づき、貴社より、平成20年～平成29年において、規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用していた、作業記録を書き換えていた等の報告があった。当該事案の判明を受け、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、当該事案が事実であることが確認された。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではない。

また、当局は輸送の安全に関する情報について、その内容等を踏まえ、全国の鉄軌道事業者に共有し注意喚起を図る等必要な対応を行っており、これらの事案について、速やかに当局に報告がされなかったことは遺憾である。

貴社においては、輸送の安全に関する情報等の共有について現時点で問題がないか、また、同様の問題が他の作業や部門でないか等の安全管理体制について改めて点検し、不適切な事案が生じた際に、速やかに報告を行うことのできる仕組みを構築すること。

国鉄技第98号
国鉄安第96号
令和6年10月30日

メトロ車両株式会社
代表取締役社長 留岡 正男 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(鉄道局担当)
岸谷 克己

鉄道車両の輪軸の不適切な取扱いに対する対応について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」の過程において、貴社及び東京地下鉄株式会社より貴社による作業記録の書き換えなどの不適切事案の報告があった。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではないことから、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、「1. 確認された事実関係」に示す事実が明らかとなった。貴社においては、鉄道輸送の安全確保に関する業務を行っていることから、速やかに改善措置を講じられたい。

1. 確認された事実関係

(ア) 規程類に関する実態

- ・委託者との契約に圧入力値に関して規定された数値を逸脱した場合の取扱い等についての規定があったにも関わらず、規程類にそれらが反映されておらず、輪軸の圧入作業が適切に実施できる体制となっていなかった。

(イ) 現場における圧入作業の実態

- ・規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用することが、長く職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・圧入力値の基準範囲を超過しても問題はないと認識していた。

(ウ) 係員の知識と教育の実態

- ・輪軸組立作業の知識に関する教育が体系的に行われていなかった。

(エ) 作業記録の書き換えの実態

- ・作業記録の書き換えが可能であり、実際に書き換えていた事業所があった。

- ・こうした作業記録の書き換えを行う運用は、職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。

(オ) 作業の管理の実態

- ・管理的立場にいる者が、輪軸の使用の可否に係る判断に必要な確認を行っていなかった。

2. メトロ車両株式会社が講ずべき措置

「2. 確認された事実関係」を踏まえ、メトロ車両株式会社が講ずべき措置を以下に記載する。

(1) 規程類の整備

- ・委託者から指示された事項を適切に規程類に反映すること

(2) 教育体制の改善

- ・圧入作業に関する基準値の重要性を周知し、圧入作業に関する規程類に基づいた教育を実施すること
- ・コンプライアンス教育を計画的に実施すること

(3) 作業記録の書き換えの防止

- ・作業記録の書き換えが容易に行われない仕組みを確立すること
- ・作業記録の重要性を周知するとともに、圧入作業に関する作業記録の管理体制を改善すること
- ・圧入作業の品質管理に関するチェック体制を見直すこと

(4) 安全管理体制の点検と見直し

- ・同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと

3. 報告期限

2. (1)～(4) について、措置を講じ、又は、措置を講ずるための計画を策定し、2. (1)～(3) については、令和7年1月31日までに、2. (4) については、令和7年3月31日までに報告すること。

国鉄技第99号
国鉄安第97号
令和6年10月30日

京王重機整備株式会社
代表取締役社長 寺田 雄一郎 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(鉄道局担当)
岸谷 克己

鉄道車両の輪軸の不適切な取扱いに対する対応について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」の過程において、貴社及び京王電鉄株式会社より貴社による作業記録の書き換えなどの不適切事案の報告があった。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではないことから、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、「1. 確認された事実関係」に示す事実が明らかとなった。貴社においては、鉄道輸送の安全確保に関する業務を行っていることから、速やかに改善措置を講じられたい。

1. 確認された事実関係

(ア) 規程類に関する実態

- ・委託者との契約に圧入力値に関して規定された数値を逸脱した場合の取扱い等についての規定があったにも関わらず、規程類にそれらが反映されておらず、輪軸の圧入作業が適切に実施できる体制となっていなかった。

(イ) 現場における圧入作業の実態

- ・規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用する運用が、長く職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・規定等の上限値を超え、かじり傷により輪軸を廃棄することによる委託者への納期遅れを避けるため、下限値を狙って圧入作業を行っていた。
- ・工程、手間を惜しむ観点から、規程に定められた再圧入等の作業を怠った。

(ウ) 係員の知識と教育の実態

- ・輪軸組立作業の知識に関する教育が体系的に行われていなかった。

(エ) 作業記録の書き換えの実態

- ・作業記録の書き換えが可能であり、実際に書き換えていた事業所があった。
- ・組み立てた輪軸は圧入時の波形が良ければ問題ないとの認識のもと、検査表に範囲が記載されているため範囲内に収めておきたいという動機により作業記録を書き換えていた。
- ・こうした認識や作業記録の書き換えを行う運用は、職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。

(オ) 作業の管理の実態

- ・管理的立場にいる者が、輪軸の使用の可否に係る判断に必要な確認を行っていなかった。

2. 京王重機整備株式会社が講ずべき措置

「2. 確認された事実関係」を踏まえ、京王重機整備株式会社が講ずべき措置を以下に記載する。

(1) 規程類の整備

- ・委託者から指示された事項を適切に規程類に反映すること

(2) 教育体制の改善

- ・圧入作業に関する基準値の重要性を周知し、圧入作業に関する規程類に基づいた教育を実施すること
- ・コンプライアンス教育を計画的に実施すること

(3) 作業記録の書き換えの防止

- ・作業記録の書き換えが容易に行われない仕組みを確立すること
- ・作業記録の重要性を周知するとともに、圧入作業に関する作業記録の管理体制を改善すること
- ・圧入作業の品質管理に関するチェック体制を見直すこと

(4) 安全管理体制の点検と見直し

- ・同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと

3. 報告期限

2. (1) ~ (4) について、措置を講じ、又は、措置を講ずるための計画を策定し、2. (1) ~ (3) については、令和7年1月31日までに、2. (4) については、令和7年3月31日までに報告すること。

国鉄技第100号
国鉄安第98号
令和6年10月30日

株式会社総合車両製作所
代表取締役社長 照井 英之 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(鉄道局担当)
岸谷 克己

鉄道車両の輪軸の不適切な取扱いに対する対応について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」の過程において、貴社及び東急電鉄株式会社より貴社による作業記録の書き換えなどの不適切事案の報告があった。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではないことから、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、「1. 確認された事実関係」に示す事実が明らかとなった。貴社においては、鉄道輸送の安全確保に関する業務を行っていることから、速やかに改善措置を講じられたい。

1. 確認された事実関係

(ア) 規程類に関する実態

- ・ 圧入力値に関する規定や、規定された数値を逸脱した場合の取扱等についての規程類がなく、事業者から図面を入手して圧入力値を確認したり、図面がない場合は自ら圧入力値を算出したりしていた。
- ・ 契約に基づく作業内容を把握していなかった。(圧入力値の規定値外れがあった場合の取扱い)

(イ) 現場における圧入作業の実態

- ・ 規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用する運用が、長く職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・ 圧入力値の基準範囲を逸脱しても問題はないと認識していた。

(ウ) 係員の知識と教育の実態

- ・ 輪軸組立作業の知識に関する教育が体系的に行われていなかった。

(エ) 作業記録の書き換えの実態

- ・作業記録の書き換えが可能であり、実際に書き換えていた事業所があった。
- ・作業記録の書き換えは、職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。

(オ) 作業の管理の実態

- ・管理的立場にいる者が、輪軸の使用の可否に係る判断に必要な確認を行っていないかった。

2. 株式会社総合車両製作所が講ずべき措置

「2. 確認された事実関係」を踏まえ、株式会社総合車両製作所が講ずべき措置を以下に記載する。

(1) 規程類の整備

- ・圧入作業に関する社内規程類を整備すること
- ・委託者から指示された事項を適切に規程類に反映すること

(2) 教育体制の改善

- ・圧入作業に関する基準値の重要性を周知し、圧入作業に関する規程類に基づいた教育を実施すること
- ・コンプライアンス教育を計画的に実施すること

(3) 作業記録の書き換えの防止

- ・作業記録の書き換えが容易に行われない仕組みを確立すること
- ・作業記録の重要性を周知するとともに、圧入作業に関する作業記録の管理体制を改善すること
- ・圧入作業の品質管理に関するチェック体制を見直すこと

(4) 安全管理体制の点検と見直し

同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと

3. 報告期限

2. (1)～(4) について、措置を講じ、又は、措置を講ずるための計画を策定し、2. (1)～(3) については、令和7年1月31日までに、2. (4) については、令和7年3月31日までに報告すること。